

令和2年 第3回

教育委員会定例会会議録

令和2年3月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2539号
令和2年第3回定例会

日 時 令和2年3月10日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区子ども・子育て支援事業計画について
- 2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）
- 3 港区立教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 4 港区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区立教育センター処務規定の一部改正について
- 6 港区立みなと科学館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 7 港区立みなと科学館の臨時休館等について
- 8 小学校入学前教育カリキュラムの改訂について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区教育委員会における新型コロナウイルス対応の概要について
- 2 港区教職員の働き方改革実施計画の進捗状況について
- 3 令和2年第1回港区議会定例会の質問について
- 4 港区立小・中学校における「平成30年度学校給食費未納状況」の報告について
- 5 港区における障害児支援のあり方検討会報告書（二次）について

「開会」

○教育長 ただいまから令和2年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の運営についてお諮りいたします。日程第1、審議事項2「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件のため非公開での会議とし、日程を変更して審議事項の一番初めに審議を行い、その後、日程を戻して審議事項1から順に行いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、日程第1、審議事項2については、審議順を変更して初めに審議し、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第1 審議事項

2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。資料は審議終了後に回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

(非公開審議)

1 港区子ども・子育て支援事業計画について

○教育長 次に、議案第21号「港区子ども・子育て支援事業計画について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは議案第21号、港区子ども・子育て支援事業計画についてご説明いたします。資料の方につきましては、資料のナンバー1-2、タブレットでは118/119、最後から2ページ目につけてございます別紙をご覧ください。

項番1「令和2年度第2回教育委員会定例会協議後の経過」です。本計画案につきましては、先月2月10日の教育委員会協議後、子育て支援推進会議及び庁議で審議を行い、了承を得た内容となっております。教育委員会協議後に一部修正した箇所がございますので、そちらをお示しし、教育委員会としてもご了承いただきたいと考えております。修正箇所につきましては、資料1-3、A3の用紙でございます。こちらの資料をご覧ください。

項番1でございますが、前回の教育委員会での意見です。量の見込みについて、国の手引きによる算出方法と、計画で採用した算出方法の関係性が、現在の記載内容では分からないというものでございました。量の見込みについては、国が算出方法の手引きを提示しておりますが、それで出した量が自治体の実情と乖離している場合は、過去の実績や需要率の推移から算出してもよいとさ

れており、港区の本計画では、過去の実績や需要率の推移等から量の見込みを算出していますので、表の一番右にありますように、その旨を3段落目後段から追記しています。

あわせて、国の手引きによる算出方法の説明が足りないのではないかというご意見もございましたので、資料編に算出方法の概要を新たに掲載をしております。94ページから96ページに掲載をいたしましたので、後程ご覧いただければと思います。項番2は、子育て支援推進会議において「高校生不登校への支援」について、小・中学校における取組が先に説明されているため、本旨が分かりにくくなっているのではないかというご意見もございました。そのため、記載の順番を入れ替えまして、従来からの小・中学生への支援というところは、なお書きという形にさせていただいて、文章を整えさせていただきました。

基本的にはこの案によりまして、区長決定後、4月から計画期間開始となります。

説明は以上です、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第21号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第21号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○**教育長** 次に、議案第23号「港区立教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** それでは議案資料ナンバー3、議案第23号、港区立教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則についてということで、お諮りいたします。一番最後に、資料3-2ということでおつけしています。

「審議内容」ということで、こちらの改正する条例の施行規則ですけれども、センター条例そのものにつきましては、令和元年10月17日に第2条の教育センターの位置を虎ノ門に移したということと、第3条の事業の内容を少し精査をさせていただいています。それを実際、施行する上で規則を定めなければなりませんので、その施行期日を令和2年4月1日としますということで、これについてお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これは何で今、教育委員会にかけて規則を定めるのというところを説明してもらわないと。もっと早くやればいいではない、やればよかったではないというふうになるではないですか。そこを説明してほしい。

○教育指導課長 実際には、10月17日で決めた時点では工事が竣工している訳ではございませんので、この2月の末に竣工しまして、こちらの引き渡しがございました。従いまして、予定どおり4月1日から新しくセンターを機能させることができるということで、今回このように規則の方に飛ばして施行期日を定めているところでございます。

以上でございます。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第23号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第23号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第24号「港区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、議案資料ナンバー4、議案第24号、港区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則についてということで、資料に4-3ががございます。そこをご覧くださいませでしょうか。

これまでのセンターの条例と施行規則についても定めてあったのですがけれども、今回移転することに伴いまして、必要な事項を改めて定め直しているものがございます。その概略の改正内容として、(1)から(4)まで示してございます。実際に施行規則の新旧対照表が4-2としてつけてございますので、そちらをご覧くださいませでしょうか。

第2条ということで、センターにおける施設の規定ががございます。その中で旧の方、「現行」の方を見ていただくと、かなり細かな部屋が入っているのですがけれども、これは以前のセンターがあった頃に細かなものもあったのですがけれども、そちらについて例えば「視聴覚ライブラリー室」は昔のセンターにあったのです。でも現在、新しくできたセンターは、2ページ目の上部にございますように「教育関連資料室」、それから「研修室」、「プレイルーム」、そして「面接室」、「相談室」というところが主な施設になってございます。ほかのものについては、機能はある程度役割を終え、廃止せざるを得ないものもございました。参考までに資料としては、図面が資料2としてつけてございます。教育センターの概要の図ということで、このような位置関係になるというものはつけてございます。

ここには、適応指導教室のつばさがあります。適応指導室は適応指導教室の設置要綱が別途ございますので、それとあと文部科学省の教育支援センターということで、適応指導教室を今後、教育支援センターということで名称を置き直していくという計画もございますので、今回は教育センターの中にその適応指導教室の施設を入れずに、設置要綱のままで行きたいと思っているところでござ

ざいます。

また、番号はついていませんけれども、参考資料の1番にあるように、以前から議論されていた教育センターの機能、三つの機能ということで、そちらも改めて示させていただいたところがございます。

続きまして、第4条のところにお戻りいただけますでしょうか。センターの役割として重要なものとして、今回は、学校運営及び学校教育の指導及び助言を行い、学校経営の支援をするということで、教育指導課の指導主事も参りますので、そういった支援機能の方を今後充実していくということで、こちらの方に示させていただいております。そうなりますと、あわせまして教職員の資質・能力の向上のために、第5条に示したように、研修の企画ですとか運営を行うということで、結果として教職員の資質向上を図るものということになります。

また、さらに第6条の中の一部を改正させていただきますとともに、第7条のところにありますように、不登校に関する相談ですとか、特別支援教育就学に関する相談ということで、組織の変更もがございます。そちらの方を置かせていただいて、このように粗々でございますけれども、教育センターの条例の施行規則の一部を改正をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

新旧対照表の3ページ目の第6条、「現行」はね。「改正」は第7条なのだけれども、「現行」の第6条の第4項「運動機能に関する相談」というのは、これは何ですか。これ、なくなっているのだけれども、あるのかな。

○**教育指導課長** これ、「運動機能」ということになってはいますけれども、今は「発達障害」とか、要するに肢体不自由が昔は主な、具体的な調査をする内容だったのですけれども、発達障害等が入っていますので、そういったことを含めて全て4の「発達に関する相談」ということでまとめさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○**教育長** 肢体不自由と発達相談って。

○**教育指導課長** いや、「運動機能に関する相談」というところは肢体不自由のお子さんで、うまく手が動かないとか、眼球動作とか、色々なものの相談なんかも受けていたのですけれども、今は運動機能に関わるものと、発達障害、いわゆるコミュニケーション障害等も含めた発達というところも含めて、そこは発達に関する相談ということで、運動機能も発達に関する相談の中も含めて、一つにまとめさせていただいているものでございます。

○**教育長** 肢体不自由というのは、発達という概念の中に入れ込んでいいのということ。

○**教育指導課長** そういう意味ではない。相談している内容なので。

○**教育長** だから入れてしまうのでしょうか、この中に。では、肢体不自由の方の相談はどれで受けるのといったら、発達に関する相談でしょう。

○**教育指導課長** 及び、それから特別支援教室に関する相談も入っておりますので。

○教育長 これ、教育そのものではないですか。そこが分からないのだけれども、運動「機能」に関する相談ということ。

○教育指導課長 色々な子どもたちの成長の中で運動機能がうまく、例えば歩行とかそういったもので成長していないのを、発達のおくれとしてお子さんたちのことを気にしている親御さんがいたものを相談していたものなのです。機能そのものの相談というのも、実は機能の成長に関わる相談で、前の文章の方が逆に医療相談みたいになってしまっているのですけれども、その心の持ちよりの相談なので、運動機能の発達に関しての相談ということで「発達に関する相談」というふうにまとめているところなのです。

○教育長 教育相談の中の一つの何ていうのかな、項目だった教育というのが出てくると思うのですけれども、機能に関する相談だと、それこそ障害保健福祉センターでやっているような話だよな。

○教育指導課長 前の「現行」の文章のところあまりよくなかったので、今回改めて発達という言葉でまとめさせていただいているというふうに捉えていただくと、分かりやすいかなと思います。

○教育長 要はそれによって、今までやっていた相談がやれなくなるということではないということですよね。そこだけ押さえないのですよ。

○教育指導課長 はい、そのとおりでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 確認ですが、参考資料に今回の機能について、特に下線なども加えながら書いてありますけれども、このような機能の、設備ではなくて、機能についてはこの施行規則の中で別の条文か何かで修正が加わっていたのでしょうか。これについて前に審議したか覚えていないので、確認をさせていただければと思います。

○教育指導課長 これについては、下の「・」になっているところがセンターの施行規則の中に入れ込んである内容になります。もともと1、2、3、6とかそういう番号のところは議論をし、それを具体的に「・」のところ今回の条文の中に入れていたところなのです。

以上です。

○教育長 これ、条文ではどうなのですか、その「機能」の部分は。出ているのではないのかな。条例。

○教育指導課長 条例では、1、2、3、6、5、4ということになりますので。この番号についているのは、条例の文章です。

○教育長 そうではなくて、いわゆるその今、山内先生が言われた「機能」という言葉自体。

○教育指導課長 「機能」という言葉では今回は規定をしていないで、それぞれの条文の中では「内容は」という書き方になります。

○教育長 でも、今回のこの教育センターは、この三つの機能をあわせ持ってやるというのが特徴的なところなのでしょう。今までと違うところなのでしょう。そういう意味ですよな。

○山内委員 そうです。つまり、これが例えば今日の省略されている第1条などに入っていればいいのですけれども。

○教育指導課長 ちょっと今、条例の方の文章を確認いたしますので。

○山内委員 施設という面でだけこう規定してしまうと、本来の機能の部分が見えなくなるので。そこがどこかに載っていたのかを確認してほしいです。

○教育指導課長 センター条例の中の第3条において、教育センターは第10条に定める目的を達するため、次の事業を行うということで、事業で先程言いましたような機能のことを規定をしているということになっています。今回の施行規則の中では、その実際にやる内容として何なのだというように規定しているということで、「機能」という言葉は使っていませんが、「事業」という言葉で表現をしています、条例の中で。

○山内委員 それは条例の方で入っていて、今日はその条例の施行規則だという位置づけでいい訳ですね。

○教育指導課長 はい。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 ちょっとそこ読んで。この条例、どういう「事業」という言葉を……しているのか。

○教育指導課長 「事業」は先程の参考資料のところで数字が振ってありますところです。ちょっと一部違います。「教育に関する調査及び研究に関すること」、2「学校の経営支援に関すること」、3「教育職員の研修に関すること」、4「教育相談及び教育支援に関すること」、5「科学教育に関すること」、6「教育に必要な資料の収集及び展示に関すること」、7「その他必要な事業」ということで事業を規定しています。

○教育長 そうなのだけれども、そうするとこの「センター機能」という言葉はどこにも出てこない。

○教育指導課長 そうですね。「機能」という言葉を生かしたいということでしょうか。

○教育長 生かしたいよね、だってこれが特徴があるところだから。例えば、教育センターの目的とか、事業の趣旨というか、そういうところに載せないと分からないのではないかと。ただ単に事業を並べているだけで。それを前の条例も同じように入っているのではないのですか。同じようにというのは、加えたものもあるという意味で。

条例はもう改正できないから、規則で何かその辺を謳うとか。

○教育指導課長 分かりました。「機能」という言葉を入れて条文をもう一度整理したいということでございますので、間に合うのかな、次のときに。

○中村委員 条例の第1条に目的規定があると思うのですがけれども、そこにそういう文言は入っていないのですか。

○教育指導課長 条例の……。

○中村委員 第1条、大体目的が書いてあるではないですか。

○教育指導課長 条例の第1条のところは設置という項目でございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校教育の充実及び振興を図るとともに、幼児・児童・生徒等の健全な育成を支援するために、港区立教育センターを設置するということです。

○中村委員 なるほど。

○教育指導課長 設置の目的になっているのですね。設置と位置と事業がセンター条例なのです。なので「機能」という言葉が出てきていないので、これが施行規則の方に入れられるかどうかについては今この場では即答できないので、例えば施行規則の中の条文、目的のところでは第1条、この規則は教育センター条例第4条の定めるところにより教育センターの運営等について必要な事項を定めることを目的とするところの、この1条の文章を、こういった三つの機能を含めたというようなことで書き換えるしかないので、今日については、ここの1条についても一度、文書係とも検討しなければならないので、1条を修文するというので、今日の教育委員会のご意見を承って、ちょっとそこだけ調整させていただきたいなというふうに思っています。1条以外は変えなくてよろしければ、1条以外はこの場で結論なのか、次回に先送りなのか、教育長のご判断だと思いますけれども、修文をかけるということで、機能について1条の方に入れて組むように考えたいと思います。

○教育長 条例は設置条例だから、そういうふうになると思うのだよね。そもそも論の、何でこれをつくるのということだと思うので、可能ではないかなと。いわゆる山内先生が言われたソフトの部分、ここのこういう機能を持たせて回していくのですよ、そのためにこういう部屋が必要だったり、こういうことをやっていくのですよとなるので、可能だと思うのですけれども。いずれにしても、その文書係と調整しないといけないと思うので。

○教育指導課長 では、第1条の文章を、目的の中に機能面を入れるということで、今日はここで出させていただきます。

○教育長 入れるということで、今回は保留にさせていただきます、これは。よろしいですか。その際、またほかの点についてもまたご指摘いただければと思います。

それでは、議案第24号については、今回は今、保留ということで扱わせていただきます。

5 港区立教育センター処務規定の一部改正について

○教育長 次に、議案第25号「港区立教育センター処務規定の一部改正について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案資料ナンバー5で議案第25号、港区立教育センター処務規定の一部改正についてということになります。これについても概略が、資料5-3の方をお開きいただけますでしょうか。

ご審議いただくのは、4月1日から虎ノ門に移転するというので、それを踏まえまして、実際に教育センターがどのように機能していくかということ、この処務規定の中で表現しなければなりません。その主な改正内容が、2番のところを書いてある(1)のように、実際にセンターの組織の中に、今の教育指導課の指導支援係が教育支援係として向こうに行き、また、特別支援教育担当が学務課の方から異動していくこととなります。そこに係長を置くですとか、分掌事務に関してどういったことをやるかということ、ア、イ、ウ、エ、オということで規定しました。

ここが一番重要かと思いますが、センターの職員は次の職をもって充てますということで、今まで所長とか、そういったものが今までは係長だったのですけれども、新しく教育指導担当課長が置かれますので、充てる職としては、教育指導担当課長が所長になりますよということと、過去組織として置いた係長がどういった規定なのかということについて、(3)で示してございます。

(4)では、学校教育部長の命を受けて、センターの事務を所長の方が取り仕切るということを表現しています。(5)の方では専決処理できるものということで、ア、イ、ウ、エ、オまでが右上まで行きますけれども、教育指導担当課長の分掌事務として、改めて規定をさせていただいております。

新旧対照表が、5-2の方でつけさせていただいております。こちらをあわせてご覧いただきまして、粗々ですけれども、まずはご説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

新旧対照表の5ページの第9条の部分というのは、どこに……。

○教育指導課長 第9条につきましては、これについては削除をさせていただきます。超過勤務命令簿とか、旅行命令簿といったものはもう庶務事務システムに移っておりますので、帳簿としては、この中では必要がなくなってしまったということです。

○教育長 それでいいのですか。ほかの処務規程というのはどうなっているの、そういうシステムを入れた場合に。

○教育指導課長 入っていないと。

○教育長 そうすると、その他、教育長が必要と認めた簿冊は、これもシステムに入っているのですか。

○教育指導課長 「教育長が」……。

○教育長 何だか分からないのだけれども、ここで想定しているものも。

○教育指導課長 この施設についても横並びで、これは入っていないということですので、今回削除をさせていただいたのですけれども、何かまずいことがあるかということですよ。

第9条については、職員の管理のための諸帳簿のこの簿冊ということですので、今までですと退職した校長先生方が過去においていらっしゃったときに、東京都から指定された簿冊があって、それを今まで規定していたのですけれども、今度は新たに教育センターの職員は全て区の置かれている職員ですので、そういった特別な簿冊は存在しなくなるということでございます。

○教育長 それだと、その他、教育長が必要と認めた簿冊ではなくて、具体的に書いてある部分を書いていないではないですか。だから、これは色々なものがあるけれども、ここで拾うのではないの、この表現で。それだけなのですか。

○教育指導課長 要するに、今までは都の職員。

○教育長 そこは分かるのだけれども。そうしたら具体的に書いてくれればいいのに、書いていないではないですか。

○教育指導課長 その当時、どうしてこういうふうな表現をしたのか、私には分からないところなのですけれども。

○教育長 いや、それは調べないとだめでしょう、組織でやっているのだから。

○教育指導課長 はい。

○教育長 だから、要は置かなくていいのと。こういう表現というか、こういう条文を、全部そういうシステムに入っているとか、都の職員だという、今度は全員が区の職員だから、全部削除して大丈夫なのですかということを知っているの。

○教育指導課長 はい、大丈夫と思います。

○教育長 本当に大丈夫ですね。

○教育指導課長 はい。

○教育長 分かりました。それからもう一つ聞きたいのですけれども、よく超勤命令簿とか、旅行命令簿でシステムに入っていない職員は、いわゆるその書面での部分を残すというのが人事系ではよくあるのだけれども、今回はないということでもいいのですね。そういう職員はいないと。今後も含めて。

○教育指導課長 現在、想定している職においては、そういった諸帳簿は必要ない状態で、新たにそういった職を置かねばならなくなったときは、新たに規定しなければならないというふうに捉えています。

○教育長 だから、それは想定して規定しておかないとだめよ、可能性があれば。

○教育指導課長 想定はない。

○教育長 それは、区の方の人事あるいは給与系のもので、ちゃんと入っているときもあるから。全く将来にわたって、ないということであれば別だけれども。

○教育指導課長 この9条については、もう一度精査して、必要ないかどうかを確認をさせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。そうしたら、ではこれも保留ということよろしいですか。それでは、この議案第25号についても、この会議においては保留といたします。

6 港区立みなと科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第26号「港区立みなと科学館条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案資料ナンバー6、議案第26号、港区立みなと科学館条例施行規則の一部を改正する規則についてということで、資料の6-3をおつけしてございます。こちらの方が主な改正の内容を示してございます。これまで過去というか、前回定めたときの条文では、第1条が趣旨、みなと科学館施行条例規則の趣旨があつて、第2条が指定管理者の申請、第3条が指定管理者指定の基準、第4条が指定書の交付ですとか、第5条に指定の取消等とか、第6条が委任、第7条に附則ということを示していたのですけれども、今回改めて年間利用権ですとか、団体利用のことにつ

いて、貸切利用のことについて等々、(1)、(2)、(3)、(4)ということで、割引についてといったことで規定をしなければならないということで、改めて条文を改正させていただく必要が出てまいりましたので、それらについて規定をしているものでございます。詳しくは、新旧対照表を6-2ということでおつけしています。その中で第2条については、利用者の申請、つまり利用するための年間利用権ですとか、個人の利用、貸切の利用、そういったものを。第3条でそういった承認のことについて。それから第4条で減額、つまり割引のことについて書かせていただいております。そして、第5条でも同じように減額ですとか、あと区が利用するときですとか、区と共催するですとか、そういったような減免についての規定をさせていただいているところであります。第6条については、還付をする場合のことについて規定をし、第7条については、無料公開日の設定をしています。第8条においては、きちっと制度を守るようにということで、今まで書いてなかった部分について規定をしているということでございます。

説明は粗々ですが、以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見を願いたいします。

これも第23号と同様なのだけれども、さっき改正する必要があるということと言われたので、それは確かに条文が加わったりして様式の番号が変わったりしているのだけれども、それ以外にこれ体制というよりは新たに入れた部分ですね、ほとんどが。だから説明は正確に説明してください。改正ではないから、全部が全部。何でこれは、またこれもそうなのだけれども、23号同様に。何で今なのというところを説明してもらえますか。

○教育指導課長 先程も申し上げたとおり、教育センター及び科学館の方については工事が竣工をされて、4月1日から開館をするということで、当然のことながら、そうしますと利用者が発生しますので、利用の規定について細かく改めて条文に書き加えなければならないということになります。そのために、先程改正内容で示していますが、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)については、改めて規定をしなければならないので、今回の条文の中に入れさせていただいてございます。

ちなみに、参考資料としてA3の大きな紙がありますけれども、このような利用団体がどのように貸切を申請していくのかというような日程の日付についても、このようなイメージができるような形でおつけして、これから学校の利用ですとか区民の団体貸切等について受付を開始するために、この条文を改めて付け加えさせていただいたところでございます。

以上です。

○教育長 今のは正確性に欠ける説明ではないかな。なぜ今なのかというのは、先に指定管理者を公募しなければいけないから、そこの部分だけを先に規定せざるを得なかったからでしょう。これを、指定管理を今一緒にやってしまうと、そういう意味では募集をかけられないからということではないのですか。

○教育指導課長 前回決定した段においては、指定管理者を指定するためにそういった必要な条文だけを置いた。今回は指定管理者はもう指定し終わっていますので、区民が利用するために必要な

条文を書き加えたという形になります。

○教育長 そう説明してくればいい。

○教育指導課長 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第26号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第26号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 港区立みなと科学館の臨時休館等について

○教育長 次に、議案第27号「港区立みなと科学館の臨時休館等について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案資料ナンバー7、議案第27号、港区立みなと科学館の臨時休館等についてということで、1枚おめくりいただけますでしょうか。

臨時休館等について、その審議の内容及びその粗々のことが書いてございますが、一番分かりやすいのが、もう1枚おめくりいただいた「港区立みなと科学館開館日カレンダー」でございます。科学館の方は規定により第2月曜日が基本的な休館日というふうに設定してございます。その上で、それが黄色で示されておりますが、さらに加えて自主的にメンテナンスが必要なのです。そのために、メンテナンスのためには2日間連続休む必要があるということで、少し濃いめの黄色といえますか、オレンジというか茶色というか、そういった色で、例えば4月の13、14日が連休になるようにということで加えております。

そして、年に2回だけプラネタリウムそのもの、機器を整備しなければいけないのですけれども、それについては3日間連続休みにしなければ、機器整備ができないということで、5月と11月にプラネタリウムだけ3日間、18、19、20日。11月の9、10、11日と連休をとらなければならないということで、メンテナンスのため、開館はしますけれども、プラネタリウムは見られない状態ということで運営をさせていただきますということです。

そういったものを定めさせていただいて、3月16日に告示をしたいと考えております。利用者の周知方法としましては、1枚お戻りいただきました、5の「利用者への周知方法」ということで、広報みなどすとか、ポータルサイトのホームページ、みなと科学館のホームページ、みなとコールによる案内ということで予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

ちょっと条例を教えてほしいのだけれども、8月は別紙のところの一番最後のところに「夏休み期間中の需要を想定し『休館日なし』」となって、休館日は第2月曜日だけ。その祝日と重なった

場合の扱いというのは、条例上どうなっているのだけ。

○教育指導課長 祝日と重なった場合、翌日になる。翌日の火曜日ということになります。

○教育長 そうすると、8月の11日は休まないのですか。

○教育指導課長 8月につきましては、子どもたちの利用が多く見込まれているため、ここは営業を続けるというところで考えているところです。

○教育長 その理由はいいのだけれども、それで、その方向性でいいのだけれども、条例上はそれ、どうなっているのですか。休まないことができるという何か規定はあるのですか。

○教育指導課長 条例上は、第5条のところに休館日ということで規定がありまして、館の休館日は次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に休館することができる。つまり、変更というところで、教育委員会が必要であれば8月は休まないことができるというふうに条例の方を読んでいます。

○教育長 それが、この休館日も開館しますというところなのですね、二つ目の。そうすると、この一番最後の表現なのだけれども、「休館日なし」で「9月15日に振替」というのは、ちょっと違うのではないですか。振替をする訳ではないよね。

○教育指導課長 そうですね。振替は必要ないです。

○教育長 メンテナンス等の臨時休館日なのでしょう、9月15日は。

○教育指導課長 15日はそうです。失礼いたしました。では、これは削除させていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第27号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については原案どおり可決することに決定いたしました。

8 小学校入学前教育カリキュラムの改訂について

○教育長 次に、議案第28号「小学校入学前教育カリキュラムの改訂について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案ナンバー8ということで、小学校入学前教育カリキュラムの改訂についてということで、以前協議ということで2回程ご協議いただきました。その協議が終わり、庁議等にも上程して、修正についてはご意見がなかったということでございますので、これを受けまして本日も決定いただけますようお願いしたいところでございます。

あわせて、資料として「みなときっずなび」の方を、A3の1枚のものをつけさせていただいています。この小学校入学前カリキュラムの中から幼稚園や保育園の幼児をお持ちの保護者の方に必要な情報をこのようにまとめさせていただきまして、これについても発行の準備をしているところでございます。今、だいぶ迫ってきているのですけれども、色々な関係から発行日が5月また

は6月になるという予定で今聞いております。その上で、6月中には各幼稚園や保育園並びに役所の中の関係窓口の方に置かせていただいて、周知を図っていくということで考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

この「きつずなび」の方なのですけれども、保護者の方が見られて、こういう内容をすればいいのかなということだと思っております。このカリキュラムの方は、対内的というのも変だけれども、どちらかという職員向けです。それをダイジェストをここでやって、家庭でこういうことをしてくださいということだと思っておりますので、今6月とか言っていたのだけれども、早められないのですか、これ。これでもいいではないですか、別に。6月になったらもう印刷したやつでもいいのではないですか。これは、早く周知することに意味があるのではないのですか。これ、印刷が時間かかるからではなくて。

○教育指導課長 それでは、幼稚園等の協力も得ながらデータで各園にお渡しするのとともこちらの方でも印刷をかけて配布できるようにしたいと思います。また、ちょうど7月にも保護者会がありますので、新たなきれいなものを7月にお渡しできるような形で進めさせていただきます。

以上です。

○教育長 なぜかという、元になっている「きつずなび」がこの時点だから、当然それを受けてのこれでしょう。だから、難しいと思うよ、確かに。印刷かけてすぐって。

○教育指導課長 印刷は難しいです。

○教育長 だけど、やはり内容的に早く知ってもらいたいという思いがあるので、簡易なこういう形でも渡しておいた方がいいのではないですか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第28号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第28号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 港区教育委員会における新型コロナウイルス対応の概要について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「港区教育委員会における新型コロナウイルス対応の概要について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告資料ナンバー1の方をご覧ください。港区教育委員会における新型コロナウイルス対応の概要ということで、28日に臨時休校を決定いたしましたけれども、その前

後から各子どもの健康管理、また各種プロセス等の取り扱いについて、取り扱いを決めましたので、その通知等についての一覧をご用意していますので、そのご報告をさせていただきます。

全部でこの間、6本の通知の方を各学校あるいは、区民宛ての方に通知を出していますが、まず、2月27日には、学校の校園長宛てに学校の教育活動の対応ということで、子どもたちの健康状態の確認、あるいは校外学習や学校行事等を控える際の判断基準等をお示しをしています。

また、2月28日は国の要請も踏まえまして、幼稚園、小学校の臨時休校について、校・幼稚園長、それから区民宛てに区のホームページに掲載し、連絡を行っております。また、同日、スポーツ施設、それから学校開放施設等の取り扱いにつきまして、スポーツ施設については個人利用の中止、学校施設開放等の事業については休止ということをして区のホームページを通じまして、区民宛てに周知をしています。

また、3月2日には、幼稚園の修了式、小・中学校の卒業式の取り扱いにつきまして、来賓者の参加のとりやめ、それから保護者の参加については3月10日を目途に決定するという趣旨の通知を校・園長宛てに通知しているところです。

また、「臨時休業中の幼児・児童・生徒の対応について」ですけれども、学校が休業になって子どもたちが家庭で過ごすということで、子どもたちの居場所づくりが課題になりました。そこで、急遽その対応をまとめた通知になりますが、こちらではまず教育委員会として、学校の居場所づくりのため、午前中、学校の校庭あるいは教室を開放しまして、そこで運動、補習を行う取組を行います。また、子ども家庭課の方で「緊急児童居場所づくり事業」ということで、これは学校の一部を開放しまして、そこで子どもたちが運動あるいは自習をするということで、こちらは午前8時半から5時までの居場所をつくっております。また、学童クラブに登録している子どもたちについては、既存の学童クラブ、放課後クラブ、児童館等での預かりを実施するという、それぞれの事業を開始したところです。

追加で済みません。席上の方に学校開放のニーズについてということで、お配りをしています。これは、3月9日の14時現在の利用状況の数字ですので、ご覧いただければと思います。開放が、いわゆる学校の午前中を利用した、小学校で午前中を利用した運動または補習の時間。居場所の方が、学校の施設を開放して、子どもたちが5時まで過ごす、その利用者の一覧となっています。学校によって色々、全く利用がない学校から、かなりの人数が利用している学校とありますけれども、小学校では開放事業300名、居場所については260名という利用者がいらっしゃいます。

私の方からは以上です。よろしく申し上げます。

○**教育長** 説明は終わりました、ご質問をお願いいたします。

○**中村委員** スポーツセンターと氷川武道場は3月15日までとなっていますけれども、もう間もなくなのですが、これは延長の予定はあるのですか。

○**生涯学習スポーツ振興課長** 16日以降、使えることはないとは思いますが、今度はその16日以降いつまでにするとか、その辺のところは今週中に示される国の考えだとか、あと区の考えもそうですし、もともと発端が東京都立の体育施設の利用休止というのがあったものですから、その辺

のところも踏まえて判断したいと考えております。

○中村委員 では、延期されることはほぼ間違いないということでよろしいですか。延長、まだいつまでになるかは分からないけれどもというふうに。

○生涯学習スポーツ振興課長 区の対策本部においても、ほかの施設も一応3月31日までという見解が示されているので、選択肢の一つとしてはそれに合わせるということがあるので、16日から、個人開放をよしとすることにはならないです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今回、3月2日から臨時休業ということで、学校の規定出席日数の件はどうなのでしょうか。

○教育指導課長 出席日数の規定はないのですけれども、学習指導要領が終わったか終わっていないか、要するに学年分のもので。そこが重要なところでして、まずそれぞれの学校の中で各担任が学級ごとに学習指導要領の進捗状況をきちっと全部まとめているところです。いわゆる休業した間に、課題として与えて子どもたちがやってこれる部分と、当然のことながら4月以降もそれを補足するか、または教員が責任をもって指導しなくてはならない部分というのを今整理しています。その整理の基に、昨日、具体的に御成門小の和田校長と話してきたのですけれども、4月の当初、何日間かは、この3学期の足りなかった部分についての授業を、特に国語とか、算数とか社会とか理科とか、いわゆる主要教科と言われているところについては、しっかりとまずそこをやって、その後、単元に入っていく前に関連しているものときにさらにちょっと加えてというような形でやるということで、学校学校で今考えながら、未履修にならないような工夫を今、検討しているところでございます。

以上です。

○田谷委員 関連して。そうすると小学校6年生と中学校3年生はどうなるのでしょうか。

○教育指導課長 中学3年生は、もう既に授業が終わっていないと入試に行けないので、大丈夫でございますということで、まだただ3月分が入ってから、特別なちょっと考えとかそういったような授業をあえて議論したりするのをとっていたりする部分が、ちょっと残念ながらできないのですけれども、内容としては終わっているという、中3については。小6についても大体受験があるので、前倒しでやっているのです、その欠けている部分については、小学校から中学校に引き継いで、重大な部分については特にその関連する単元の前に、中学校の教員が補うようなことを進めていかなければならないというふうに捉えているところです。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 次にもう1件。学校開放の人数について、この表をつくっていただいてありがとうございます。私の個人的な意見を言うと、案外少ないなというふうに思うのですけれども、もし最悪増えてしまった場合、開放とか居場所づくり、大体各校キャパがどれぐらい、いちいち示すのは難しいかもしれないのですけれども、どれぐらいあるのでしょうか。

○教育指導課長 教室においては1人の空間が半径1メートルとらなくてはいけないと言われていきますから、1教室に10人から多くて15、6人ぐらいしか入れないだろうと思っております。校庭は広いというのと、空気がもう流れているので、余程のことがないかぎりはかなりできるのですけれども、今度込み過ぎると運動によって、昨日も御成門中学校の子どもたちがボール投げとか、普段公園でできないようなことを、サッカーでボールを蹴るとかやっているのです。そう考えると、1人当たりを使うスペースというのは運動場の場合は、意外と厳しいものがあるので、学校においては学年ごとに来るよという分けて運営しているところなのです。そうしますと、大規模な港南とか芝浦が一番心配なのですけれども、ご覧の結果のとおりということなので、何とかもう少し増えても受け入れられる体制は整っているかなというところでございます。

○教育長 教育委員会では小学校は月曜日から1学年、火曜日2学年としているのではないですか。実際は各学校においてその辺はフリーハンドでやっているのですか。

○教育指導課長 昨日の御成門は学年ごとに分けていました。それぞれ学校の方で、その分け方はある程度人数が小規模になるよという分けてお任せしているのです、特に5、6年生が一緒になって来てしまうと大変な学校もあると思うのです。その学校規模によって調整はしてもらっているところなのです。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回の経緯、色々大変でいらしたと思います。事務局もそうですし、現場の先生たちも非常に大変でいらしたと思います。大体、木曜の夜に言って、4日日にちあるといっても、学校として土曜日休みであれば、本当に半日の間に決めないことには生徒に伝えられないというような状況で、極めて大変でいらしたと思います。その中で要請の趣旨に協力しながらも色々現実的な対応を順次柔軟にしていこうということでは、その努力というのは港区はきっと評価されているだろうというふうには思っている訳です。

というのは、ほかを見ているとかなり画一的な対応をしてしまっているところもあれば、かえって私学を見ているともっとだらしなく、柔軟な対応ができないで、もう本当にそのまま言われたままにやっているところも少なくないので、そういう意味では評価されていいのではないかなと私は思いながら見ていたところなのです。

その上であえて聞きますけれども、例えばこの木曜の夜、ああいう形で出た中で、実際の現場の校長とか先生方の中では、いや2日からは無理だと、3日とか4日からにしてくれとか、そういう色々な多様な意見というのは出たものなのでしょうか。

○教育指導課長 色々なお考えの方がいらっしゃったのは間違いないです。ただ、2月4日の定例校長会において私の方で、いつこのような臨時休業等に突入するか分からないので、一番準備するのに時間がかかるのは課題なので、課題についてはやはり準備するのに何週間もかかるので用意しておいてほしいということは言っていましたので、それを踏まえると学校の校長は準備していなかったと言えない状況に追い込まれていたのです、ただ、一部漏れ聞こえているところでは、3月2日の午前中だけでも来れたらよかったなと思っている人は何人かおりました。

ただ、当然のことながら子どもたちの荷物ですとかそういったものについては相当量があるので、例えば土曜公開の授業をしていたところで、例えば教員が出勤しているのであれば、そこで親御さんと一緒にとりに来るとか工夫をすることによって、直前の準備を少し軽減することもできるだろうということをお話をしたところ、なるほどということ、3月2日から臨時休業に入ることに ついて大きな混乱はなく済んだというのが実情でございます。

○山内委員 今の段階では、色々な国のそういう判断とかを待ちながら担当が対応しているという状況だと思うのですが、今後さっきのスポーツ施設をいつからどうするかとかということも そうなのですが、今後どういうタイミングでどういう形で色々なものを再開していくかとい うことを考えていくときには、単に国が、総理がどう言ったとか、文科省がどういうふうと言っ たとかということだけではなくて、常にそれが本当に適切、妥当なものなのかどうかということ を区としても独自に考えながら受け止めるような姿勢を持っていかないと、今後どういうタイミ ングでどういう形で再開するかということ適切な対応がとれなくなるのではないかとこのように思 います。

その意味では、総理の言ったこととか、文科省の出したこととか、厚労省がやっていることが適 切なのかどうかということ常判断しながら、おかしいときにはおかしいなということも常に考 え合わせながら対応していくという姿勢が今回は非常に求められるのではないかとこのように、私 自身は思っています。

もう一つは、教育は、仮に総理が言ったことでも適切かおかしいかということ独自に判断して、 それをちゃんと本当に考えられるという独立した気概を持った子どもを育てることが必要で すから、そういう意味では区として時には独自のメッセージを出せるような、そういう姿勢も持っ てやっていただきたいなというふうに思います。これ、非常に難しいことですが、私自身は 今回の色々な動きを見ていてそういう点を強く思うところです。

○教育長 現実的には、山内先生がそういうご質問をされたように、確認されたように、やはり木 曜日に夕方あいうふうな話があって、翌日の午前中で終わる学校があったのですよね。だから、 ばたばたしたのですが、現実的にやはり学校にとっては月曜日の午前中は、あるいは月曜日中 は学校を開けたかったというのはありますね。先生方の思いだと、もし子どもの立場に立っても「み んな、はい、終わりです。来週から来るな」という話ではなくて、そこはやはり思いとしてはあっ たと思うのです。区によっては午後からというも何校かありましたし、あるいは春休み前まで休業 ではなくて、一旦ちょっと立ち止まってという区も2、3ありますので。だから、そこはそれぞ れの教育委員会で考えていかないといけないし、これが新年度に入ってからともいう可能性はある 意味では大なのかなと思いますと、今の段階からその対応を深めておかなければいけない。

さっき教育指導課長が言ったような補習というのがあると思えば、現実に今の教員が補習までや るというのは、働き方改革はちょっと置いといたとしても難しいのかなということで、先日、区長 が都知事のところにお話ししに行っていたので、その補習の場合のその人材ということですかね。 それ、東京都が働き方改革の関係で財団をつくって、今、人材バンクで集めているのです。そこか

らこう積極的に、今回の場合は優先的に吐き出してほしいというような要望も区長からいただいで。だから目の前ではなく、すぐ直後ではなくて、もう少し先を見てどういう対応を、今回こういうことが発せられたらどうするのか、あるいはこういう事態になったらどうするのかをもう3月中には用意しておかないといけないのかなというふうに思っています。

それで、それぞれ各担当課長で情報提供したいことがあると思うのです。さっきスポーツセンターの、中村委員から質問があったように、いや、やったときに、休止したときにこういう状況だよというのとか、それから実際に卒業式を一応は3月10日目途にということ、今日なのですけれども、これから対策、本会議とかを開いて決定していくのですが、今の状況はどうなのかとか、プラスで説明したいことはあると思うので、その時の状況、あるいはこれから先も含めて、せっかくなのでここで各課長あるいは部長の方からプラスで話をさせていただきますかね。誰からでもいいのですけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーツセンターは個人利用を休止にした際に、他区の動向を調べました。調べたといってもホームページを見たのですけれども。港区とほぼ同様の団体マル、個人バツというようなことをしている区が8区ございまして、それと全部だめという、要は個人利用もバツ、団体利用もバツというところが8区です。割と緩やかなところというのが、団体もマルでボールもマルというようなところも、渋谷なんかはそういう区なのですけれども。練馬も個人マル、団体マルというところで、どこも共通しているのはジムは全部どこも使えないようにしていました。

あと、うちの現在までの、昨日までの団体利用の利用実績というのを毎日調べているのですけれども、これまで8営業日ございまして、3月1日の日曜日は区民無料公開会日で、もともと団体利用がないのと、3月2日は休館日なのでそれも利用がないというところで、いずれの日も利用団体数よりもキャンセル団体数が上回っております。特に3月8日日曜日は利用団体数が3団体で、キャンセル団体数が20団体でした。

利用団体のうちの参加者最大数というのと、あとその参加者数が多かったところがどこの部屋を利用していかというのを調べているのですけれども、例えば昨日などは、参加者数が最大の団体は21人で、アリーナ半面というのを使っているということで、一応こちらの方でも団体利用可とはいえ、施設提供側の方で統制がとれる範囲ということであったりとか、当然ですが、具合の悪い方の参加は見合わせてもらっているところも、お願いしている中での現状の実績となっております。

報告は以上です。

○教育長 ほかに。

○図書文化財課長 図書館の関係で特別な状況をちょっと申し上げますと、現在19区が閉館というか利用制限をしているという状況で、外部から予約をインターネットで入れて、その本を貸し出しして返却するという機能は残していますけれども、開館の方に入るのを制限するとか、その他のことは大体全てやめてしまっているようなところが19区あるので、港区のように開けているところは4区あります。

ただ、港区と大体同様のことをやっていて、閲覧席については大体半減をしている。4席あった

ところが対角線上で抜いていくとかで半減をさせたり、一つ置きに椅子を抜いたりとか。ただ、それだけではちょっとあれなので、開館の途中のところに置けるところには椅子をちょっと追加して、少し離れて置けるような形でやったりとか、あとはみなとでは換気を日に3回ぐらい行って5分間開けているとか、あとエレベーターボタンについては大体、職員が気づいて乗るときに拭いているとか、そういった対応をさせていただいて、あとはもちろん手指の消毒剤については入口の方に置かせていただいたりということで、そういった注意喚起をしながらやっているという、そういった状況です。

歴史館においても、今、開館が9区、残りの14区は今、閉めているという状況になっています。こちらも館の状況によって、館のキャパシティーとその来館者数、そこが一番のポイントかなというふうに思っています、歴史館の方は実質半減以下に来館数が減っているという状況で、なかなか今、拡大するという状況ではないので、今後はまだ大丈夫かなというふうに思っていますが、きっちりと同じようにエレベーターであったり、ドアノブであったり、トイレであったりということは、日に何回か消毒をかけるということで対応策、対応をしているところです。

どちらにしましても、来館者が押し寄せてきて混乱をして拡大の恐れがあるとすると、閉鎖とか利用制限を考えなければいけないのかなと思っていますが、現在のところはそのまま開館をしたいというふうに考えているところです。

私からは以上です。

○教育指導課長 先程の報告の中で、修了式、小学・中学校の卒業式等についてお話があったと思うのですが、3月10日を目途に決定ということになりましたよね。その「目途」ということなのですが、実際、学校の校長ですとか、小学校のPTA、各学校のPTA会長が、こう意見集約とか随分してくださって、情報提供いただいたのですが、今、3月10日に決めたら、判断として保護者が入れないという判断になるだろうと。というのではなくて、もう突然になってぎりぎりになって決まって入れなくなるのは納得できるので、ぎりぎりまで待つてほしいということで、強く要望をされているところでございます。

そこで、今日お配りしている表のとおり、小学校においては3月19日木曜日に、中学校においては3月16日月曜日に保護者へ最終判断を伝えるというところで、ぎりぎりなのですが、やっていきたいと考えています。その際に配慮すべきこととして、会場ですとか、時間ですとか、式歌についてあるのですが、それは内側をおめくりいただけますでしょうか。1枚おめくりいただけますと、下の方になってきますけれども、参加者の(5)です。

式典は時間を区切って短くするのはもちろんなのですが、学校や幼稚園によっては会場が狭くて1メートル以上空けるというのがなかなか難しいところもあったりとか、長時間になってしまったりとかあるので、例えば港南は8クラスあって、ずっとやっていたらとんでもない時間がかかってしまいますよね。それを分割して、1、2組とか、1組とか、そういうやり方をしながら、子どもたちにしっかりと卒業証書を渡すということを確保していこうということです。そうすると、空間が広ければ保護者が入れる空間もとれるので、ある程度、短い時間であるならば入れる

のではないかとかも含めて、やり方も含めた上で色々と検討をしながら、このような表にまとめさせていただいているところでもあります。これでご理解が得られれば、結論については、19日、16日に少し延ばさせていただいて、なるだけ保護者が入れるような体制をつくりつつ、状況で判断したいと思っているところでございます。

以上です。

○学務課長 新型コロナウイルス対応の関係で、大きく分けると学務課ではやはり2点ございます。

1点は学校給食の関係なのですけれども、既に発注してしまって納品というような状況になっていたものについては既にキャンセルという形をとっています。ただし、子どもたちが実際食べた訳ではないので、後々区の方から補填する方向で今、検討しているところでございます。

もう一点、学校給食の調理業務委託の業者ですけれども、調理業務がないので、今のところ普段手をつけることができない調理室内の清掃、またはその実際に使う調理器具、またはその釜であったりとか、そういった部分の清掃、消毒についての作業を今、行ってもらっているところです。今後、作業について業者とまた調整をしていく、協議していくという方向になるかと思っております。

それからもう一点ですけれども、特別支援教育の関係でスクールカーが今回、今止めているところなのですけれども、今回の区でやっている居場所づくり事業の関係で、特別支援学級に通っている方も当然行きたいという方もいらっしゃると思いますので、本当は昨日のスタートができればよかったですけれども、調整した関係でちょうど今日から実際にスクールカーは乗車できるような形になってございます。

それとあと、東京都の方の特別支援学校の方なのですけれども、東京都の方でも特別支援学校の方で居場所づくり事業のような事業をやっていますので、実際希望される方がいらっしゃれば乗れるような状況にしているところでございます。

以上です。

○教育長 ほかにいかがですか。

○山内委員 卒業式についても、保護者が参加できるような形をまず前提でお考えになっているところは非常にいいことだと思ひながら拝見しました。色々な事情の中で、社会的な雰囲気、しにくくなったときのためにあえて言っておきたいと思うのですけれども、私自身の認識だと、体育館、講堂のような非常に空間的に広いところで、私は児童と保護者が入っても、そんなに感染するリスクは高くないだろうというふうに認識をしています。

やはり今回感染しているのはジムであったりとか、ライブの会場とかというのは極めて狭い閉鎖的な空間で、その中でこのことであって、ああいう体育館のような大きな空間で感染する危険というのはそんなにないだろうと。そこでかかるようであれば、町の中の都市部であれば、日常生活の中でもう感染する訳で、そんなにびくびくしなくていいのではないかとというのが、まず一つです。

それからもう一つは、やはり年齢によって卒業式の意味合いは考える必要があつて、率直に言えば大学とかはもう保護者はなくてもいいと思うのですけれども、やはり小学校と言えども子どもにとってみると、ある意味で子どもから次の大人に近い年代に移る時期であつて、やはり保護者にとつ

てみても、その節目を自覚するという、ある意味で子離れの一つの大事な節目の時期でもあって、そこを丁寧にするというのは、教育的にも意味があります。中学であれば義務教育の段階が終わるという節目です。感染のリスクの程度と、教育的な意味合いの大きさとということをやはりちゃんと相対的に考える必要があるのではないかというふうに私自身は思っています。

そういう意味で、卒業式に保護者も入れる形で丁寧にやろうという姿勢は非常にいいことだと思いますので、基本的にはこの方針でなさったらいいのではないかというふうに思いますので、あえて一言申し上げました。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○**田谷委員** 私も、山内先生のおっしゃるとおりで、特に小学校6年間の締めくくりですので、子どもだけではなくてその周りのご両親、さらにはおじいちゃん、おばあちゃんまでなんていうご家庭もあるかと思う。そこまではちょっと、高齢者の方まで拡大するのはいかがなものかと思えますけれども、ぜひとも実施していただきたい。

そういう中のアクションの一つとして、医学的なことは私よく分かりませんが、中国の事例なんかを見ていると検温、現場で入場前に検温される。何かちょっとこうおでこに当てればすぐ。そんなようものも例えば用意して、一つのアクションなのかもしれませんが、気を使っているよということを当日の子どもや保護者にも示すことも、私は一つの手ではないかと思うのでご検討を、まだ若干時間がありますので、ご検討をいただきたいと思います。

それと、その先月28、29日ぐらいの対応を見ていると、私の小さいエリアの周りでは、割と保護者の混乱が少なかったように思っております。その辺はテレビ等で総理大臣の談話というか、会見があったりしたせいもあると思うのですが、それなりに教育委員会の皆さんはもとより、学校の先生方のご対応もかなりよかったのではないかと思います。

今回の件を踏まえて今後のためにも、そういう小学校18校、中学校10校、落ち着いたところで、そういう校長先生方の対応の、こういうのは何ていうのですかね、マニュアルというか、何ていったらいいのですかね、事例集みたいなものをまとめていただいて。僕も各学校のホームページの対応を見ていると、だいぶまちまちで、早い学校はもう翌日アクションを起こされているところもあるし、2日以降、お手紙で連絡をいたしますというような学校もあったかのように思うのですが、今回の教訓をそういう形で残せばいいかなということも思いますので、この場で提言したいと思います。よろしく願いいたします。

○**教育指導課長** 参考までに。保護者の配信メールは、実は教育委員会事務局からも直接送れるので、それも我々は利用させていただいて、保護者にダイレクトで、各学校ばらばらにならないようにという工夫を示唆しているところでございます。

また、各学校の対応についても、ウェブサイトの方にコロナの専門のところをつくってくださいということをお願いをしていたりするのですが、それぞれ学校の技術の問題とかも多少ありますので。ということと、あとあわせて卒業式で、今までですと呼びかけとか歌とか、かなり時間をかけて練習をしていたのですね。在校生が歌ってくれるとか、そういったものが今回なかなかで

きないです。短時間でやらなければならないということも含めて。学校によっては校長が卒業証書、授与の場면을写真に収めるというのは今まで具体的にできなかつた。そういうところを工夫して、子どもと渡しているところが保護者からも撮れるようなことをして、今までできなかつた形で、保護者や子どもたちに思い出になるよねということを考えてくださっている校長さんたちも非常に多いので、ある意味ではそういった子どもたちに応えられない部分を何かで少しでも穴埋めできるようにと、学校が努力しているところでございます。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区教職員の働き方改革実施計画の進捗状況について

○教育長 次に「港区教職員の働き方改革実施計画の進捗状況について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告資料ナンバー2の方をご覧ください。港区教職員の働き方改革実施計画の進捗状況についてということで。今、働き方改革の実施計画に基づいて様々な51の事業に取り組んでいるところですが、PDC Aサイクルを回してまた来年度に向けてより一層効果的な事業を進めていくためにも、こちらは今現在の進捗状況の評価と、課題を洗い出し、また来年度に向けての取組の方向性を示しました。これにつきましては2月6日に教職員の働き方改革検討委員会を開催いたしまして、そちらに報告したものでございます。

それでは、1面の2番のところをご覧ください。評価の時点につきましては、令和2年の2月時点ということになります。また、評価に当たっては評語で3区分に分けて評価を行っていますが、Aが計画を上回って達成している、Bが計画どおり進んでいる、Cが計画よりおこなれているという評価です。

51の事業の評価ですけれども、A：計画を上回って達成できたというのが1事業、計画どおりが46事業、計画よりおこなれているという事業が4事業となっています。このうちAとCについて、内容についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、5ページの方をご覧ください。5ページの一番左側の番号の10番、下段の「未来型教育環境の整備＜自動採点システムの導入＞」です。こちらについては評価はCとなっていました。この取組は自動採点システムを学校に導入しまして、採点の時間を削減して、効率的な事務改善につなげるという取組ですけれども、まず計画初年度の30年度には、芝小学校で試験導入をいたしまして、テストで約40分程時間短縮されるという確認ができました。今年度はさらに中学校1校に試験導入をして、その効果を検証する予定でしたけれども、具体的には御成門中学校で導入を予定しましたが、中学校のテストは小学校よりも学校独自に作る問題が多く、回答用紙のシステム設定が別途必要となって、少人数の採点ではむしろ手作業で採点を行った方が効率がいいということで、逆にシステム化することで業務量が増えてしまうということでシステムの導入を見送っているところなんです。

この結果を踏まえて来年度につきましては、引き続き芝小学校で子どもが実際の教科書を活用して学習した後に行われるテストを活用しまして、学習プロセスとテスト結果の関連を考察をして、この導入の拡大についてさらに検討をしていく予定であります。

次に、7ページの左側のナンバー14番、真ん中の事業ですけれども、「学校・学級だより、ホームページ、ブログの運用方法の改善」ということで、こちらの学校・学級だより、ホームページ、ブログの更新に負担が大きいという学校の声がありましたので、宿泊行事で外出しているときですとか、あるいは休日、夜間で緊急対応が必要なとき、速やかに対応できるような取組を考えました。昨年度までは、スマートフォンを活用すれば外出先からの更新が可能であることが確認できました。また、学校情報安全対策基準を改正しまして、外出先からのアクセスは許可を得た場合は可能ということで、緩和をしております。

今年度、スマートフォンを購入して実際に運用をして、ルールの仕組みづくりを行う予定でしたが、購入については費用対効果と検証と、また内部でになりますけれども、その使用方法、セキュリティ対策について検討を行ってまいりましたが、さらに一層の検討を継続していく必要があるということで、結論に至らなかったために引き続き検討ということで、導入まで至らなかったためCという評価になりました。来年度につきましては、スマートフォンの利用を前提に、セキュリティポリシーを新たに定めるなど、運用に向けてさらに整備を進めていく予定です。

次に、14ページの30番、一番下の事業をご覧ください。「私費会計の見直し」ですが、こちらは新たな徴収金システムを導入しまして、そのための検討組織を設置し、私費会計全般について検討を行うことを予定した事業です。

昨年度は検討組織を設置しまして、今年度は導入できるように予算要求を行ったところですが、給食費の設定ですとか、決算報告書の作成の利便性の向上、それから給食費等の私費会計の徴収事務の合理化を目的に、今、徴収金システムの導入を進めてきたところです。本来、令和2年の1月に稼働予定でしたが、当初の予定よりも今使っているシステムから新しいシステムへデータを移行する作業に時間がかかりました。これは個人情報を取り扱うため、より慎重な作業が必要になるということで、そのため時間を、当初の予定よりもかかってしまったために、今のところ4月から稼働を予定しています。この導入によりまして、私費を徴収して、各課が負担しているシステムと、徴収金システムの連携を検討して、来年度はさらに新たな徴収金システムを使用して効率化を図る検討をしてまいります。

それから、17ページをご覧ください。36番「介助員確保策の改善」についての事業です。こちら学校からの介助員を確保する、大変手間や負担がかかり、またはなかなか見つからないよということで、その介助員の確保のための手法について検討をするということでした。

今年度は人材派遣または委託を導入して、その介助員を確実に確保できるようにしたいということで、当初検討を進めてまいりましたが、委託については現在のコストの2倍近く経費がかかってしまうということで、財政的にもなかなか認められず、委託については困難な状況となっていました。そのため、学務課の方では昨年12月21日から、区のホームページで介助員の募集

を行うということで、多少なりとも学校の負担を減らす工夫を行ったところです。

委託がなかなか難しい状況の中ではありますけれども、引き続きこの介助員の確保、配置のあり方については来年度に向けて検討をしております。委託の人材派遣、または委託の導入に至らなかったということでC評価となりました。

最後に、A評価のものになりますけれども、20ページをご覧ください。ナンバー43「地域学校協働本部（地域コーディネーター）の活用」です。こちらは、地域学校協働本部を各年度ごとに設置校を予定して計画をしておりました。30年度は5校、元年度は新たに4校、令和2年度は新たに4校ということで、計画上では全部で、今年度末13校を設置する予定でした。30年度については計画どおり5校設置し、元年度については計画では4校のところでしたけれども、9校設置することはできました。計画を上回って5校多く設置することができましたので、計画より進んでいるということでA評価としております。来年度についても順次、さらにこの協働本部の設置を拡大していく予定です。

簡単ですが、私の方からは報告は以上とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。お質問をお願いいたします。

○山内委員 先程ご説明いただいた中で、いくつか追加の質問なり意見なりを申し上げます。まず一つは、さっきの5ページのナンバー10のところでC評価の説明がありました。自動採点システムについてです。これについては、おそらく多くの人は当初から、できるものには使えるし、できないものには使えないだろうという印象は持っていたのだろうと思うのです。これを実際にやってみる中で、こういう問題であれば自動採点システムは効果があるし、でもこういう問題には逆にかえって手間がかかるということが当然あるだろうという想像はしていた訳ですけれども、その見極めができてきたということが大事であって、そういう意味では何も自動採点システムをどんどん導入すればBになりAになるというよりも、その課題をちゃんと見極めてどういうふうに、どういう部分だったら使えるというところを考えていく、それを進めていければいい訳ですから。そういうプロセスとして考えていけば、実はこれはCではなくてBでいいのかもしれないというふうに思います。つまり、何でも入れればいいということよりも、どういうふうに入れたら実際に現実に使えるのか、そして現場の先生たちのストレスが減るのか、それを考えながら進めていくことが大事なのではないかというふうに思いながら聞きました。

一方で例えばBの中ですけれども、14ページのナンバー30で私費会計です。やはりこういう事務的な煩雑な作業というのは明らかに担任の先生たちの負担を増していると思うのです。このときにデータの移行作業が非常に慎重であり時間がかかる。これは当然なのですけれども、だからといって遅くなっても先生たちの負担が減らないままになってしまう。このときに、この業務というのは全部が区の中だけではなくておそらく担当の、どこかに業者にも委託したりしている訳ですか。

○学務課長 はい、委託しております。

○山内委員 ですよ。そうすると、やはり委託業者の能力の問題とか、委託業者に対しての、急

がせるための働きかけ方の問題というのも大きいと思うのです。ですから、これが遅いのが、確かに慎重な作業で手間がかかるとしても委託業者の能力の問題であれば、やはりそれに対しての業者の見直しであったり、ある業者に対して話が違おうだろうというところで、しっかり強く言って急がせるということもできるので、そういう委託業者との関係の中でどう進めるかということをお考えになる必要があるのではないかというふうに思いました。

それからあともう一つ、一番もともと先生方の負担が大きかったアンケートとかの調査の問題、これはもう国とか都から降ってくるものについては、今は本当に社会的には減らせるチャンスなので、やはり積極的にこういうタイミングを逃さずに国や都に対して不要なものはするなということをもっと積極的に出していくというアクションを起こしてもいいのではないかというふうに思いながら聞いていたところです。

○教育長 ありがとうございます。では、それぞれどうですか、担当の課長。

○学務課長 ちょっと順番が前後してしまって申し訳ありません。先程ご指摘いただきました私費会計の見直しのところですけども、今回これWindowsのバージョンが上がったことによって徴収金システムが対応できなくなったということが発端となっています。やむを得ずその新しいシステムへ移行するという作業が生じてしまった訳ですけども、実際にそのシステムのおくれが生じた部分については委託業者とのやりとりの部分についても、多少問題があったかなと思いますので、引き続き今後のやり方についても、検討の中に考えとして入れ込んでいきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○教育指導課長 自動採点システムなのですけども、実は自動採点システムに適合した問題集というのを小学校の方では、かなり業者の方が積極的に作り始めています。なので、小学校は自動採点システム適合の問題集を買うことによってかなり軽減できるということが分かったのですが、中学校で一番重要なテストは定期考査で、それは教員がつくっているのです。2クラスをそれを設定するのだったら、時間がどっちが得なのかは分からない。だけど、もう普通の小テストなんかをそういった適合システムの問題集を買うことによって軽減されるという。トータルでは、これは将来的に軽減につながるというのは見えています。この研究については来年度も引き続き、芝小ですとか、あと今度入るお台場学園ですとか、一部の学校でまたやりながら進めていくつもりでおりますので、特に中学校においては、どうするかというところを中学校の教員と特に話し合いながら、具体的なものを検討していきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○教育長室長 国や東京都からの調査の簡素化につきまして、まだ有効な要望がなかなかできていない状況なのですけども、ちょうど来年度、港区は23区の教育長会の会長、それから部長会の会長も務めていただくので、申し訳ないのですけども、僭越ですが、そういった機会を活用させていただいて。

○教育長 会長ではないよ、僕。

○教育長室長 教育長だと思う。教育長です。

○教育長 23区の教育長。

○教育長室長 おそらく国や東京都とも話す機会もかなりあると思いますので、そういった場を使わせていただきたい思います。それと同時に、今は学校の事務職とも一緒に、学校の現場での事務改善、特に副校長先生がやっている学校基本調査のやり方をもう少し工夫できないかとか、あとRPAというパソコンの自動処理、そういったものの導入ができないかなどを検討も進めているところで、来年度、今年度一定の洗い出しが済みましたので、さらにその検証を進めて、細かいものでも一つ一つ積み重ねていって改善できるように取り組んでいきたいと思います。

○山内委員 今回のように、それぞれの事業について点検をしていくというのがまず一番重要なことだと思いますけれども、それによって実際はどの程度長時間勤務の方が減ったかというところも見る必要が最終的にはあると思うのです。客観的な数字で、例えば平均の退勤の時間が何時から何時に短くなったとか、あるいは非常に遅くまでいる人がどのくらい減ったかとか、その数字を見ることが必要だと思うのです。さらに、それは全体でだけではなくて、おそらく学校によっても差が出ているはずで、ではその学校はどういう工夫をしたことでそれがうまく行ったのか。逆に、この学校はなぜ、何が障壁になっていて、早く短くならないのか。それを検討していくことが具体的な次のアクションにつながっていきますので、そういうこともあわせて、おそらくやっていらっしゃると思うのですけれども、並行して見ていただいたらいいのではないかと思います。

○教育長室長 今、委員にご指摘いただいたとおり、この検討会の報告のところであわせて本年度の効果を多少報告をさせていただいていますけれども、小学校、中学校ともに昨年度と比較して、ほぼ1カ月当たりの差、まだ3、4時間ですけれども、超過勤務の時間が減ってきています。それとやはり見えてきた課題としては、学校によつての差、またその中でも先生ごとの差ですね。長く残る方はかなり特定の方に集中しているというようなことが見えてきましたので、また引き続き来年度は、今度はそちらの方により詳細な検討を加えて対策の方を検討していきたいと思います。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 唯一Aが一つだった件に関してなのですが、どんどん地域学校協働本部が設置されるのはとてもいいことなのだと思うのですが、やはり実際に設置されて働いている教職員、先生方と、その地域コーディネーターさんとして活動していただいている方のいい関係というか、うまく回っていいよねということになって初めてAだと思うのです。ただ、設置されれば、どんどん設置されたら全部がよくなってAになるかというところ、そうではないと思って。実際にやはり働いて、そこで先生とコーディネーターさんの意思疎通がうまくいっていなかったらCの評価にもなる可能性もあるので、やはりそちらの方を実際に取り入れてみてどうだったかというところの方が大事なのかなと。働き方で、それでよくなっていけばいいのですけれども。実際、意思疎通、うまく回っているかというのは各学校にもまた状況は違うと思うので、どんな要求が、先生方のお願ひしたいことと、実際できること、サポートできることが、だいぶ色々各学校で違うようなので、その辺を見極めてきちんともうちょっとうまく回るようにサポートをこちらがしてあげられたらいいなどは思います。

以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 今回のA評価はあくまでも数値目標の上での目標設定をしたということで、Cになっている現状があるかということ、そういうふうには捉えていません。今回、今年度幼稚園を初めて設置したということで、特に幼稚園の方から喜ばれているのですけれども、学校においてはコーディネーターさんも教職員の方もそれぞれ人同士のコミュニケーションのあり方というのがあって、そこを全てこちらがフォローするということはなかなか難しいのですけれども、各学校それぞれうちの職員の方が担当をつけて状況を確認しておりますので、そこはそれぞれの地域学校協働本部の中で確認してまいりたいと思います。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

ちょっとこうしてくださいということで答えは要らないのですけれども、7ページ目の14番の、全体の整備を進めますというのが令和2年度の方向性だと思うのですが、もう少し具体的に、この令和元年度に一部実施で、令和2年度も完全実施という目標なので、何かセキュリティポリシーを新たに定めるなどどうのこうのではなくて、実施に向けた取組をこれ書かないと、どんどんどんどんおくれるという感じなので、それはよろしくをお願いします。

それから17ページの36番なのですけれども、これも委託が難しいよという結論が出て、実際に介助員を募集したりしているのでしょうか。まだ結果は表れているかどうかは別ですけれども、ここも令和2年度のところが配置のあり方について検討ではなくて、もう具体的な確保策の検討だと思うので、そこはそういうふうには書かないと、まだ「あり方」ではないでしょう、もう「あり方」ではないでしょうとなるので、そこもよろしくお願ひしたいと思います。答えはいいです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和2年第1回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に「令和2年第1回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、報告資料のナンバー3、令和2年第1回港区議会定例会の質問について、教育長答弁の紹介をさせていただきます。

今回、代表質問としては全部で大項目で見て12問、一般質問で6問出されました。比較的多い質問をいただいています。全部はご紹介できないので、今回特徴立ったところを紹介させていただきます。

まず、3ページの方をご覧ください。自民党の鈴木たかや議員からの質問です。切り口はそれぞれ変わりますけれども、今回、学校に入っている、この4月から会計年度任用職員になる制度の質問がいくつか寄せられていますので、一つ紹介させていただきます。

まず「教育に関わる専門職の評価」ということなのですが、この専門職というのが会計年度任用職員制度のことを指しています。4月から新しい制度が始まる訳なのですが、区費講師への正しい評価が結果として区費講師のやる気につながり、教育の向上につながります。会計年度任用職

員に移行する区費講師の評価をどのように行い、教育の質に還元していくのかを教育長に伺いますというご質問です。

答弁としましては、区費講師の評価はこれまでは行っていませんでしたけれども、新制度導入後は校長の具申を基に、教育委員会が適正な業績の評価を行い、働く意欲を高めていきます。また、教員経験年数や能力に応じた段階別の研修を実施しまして、国際学級ですとか、少人数指導などの授業を充実させてまいりますと答弁いたしております。

次に4ページ目の上段、3番。「芝地区の人口増加に伴う児童の受け入れについて」。同様の質問が一般質問の方でも寄せられています。区の人口推計では、芝地区で大幅な増加が予測されています。今後建て替えられる赤羽小学校だけで受け入れが可能なのかというご質問です。

答弁としましては、赤羽小学校の施設整備については、区の人口推計を基に必要な教室数を確保していますが、それを上回った場合でも対応できるよう、普通教室に転用できる多目的室の整備を計画しています。芝小学校、御成門小学校でも児童数の増加が見込まれるため、学校と協議をしながら、教室の改修、増築かつ仮設校舎の設置などの必要な教室の確保を計画的、迅速に進めてまいりますと答弁いたしました。

それから、7ページの都民ファーストと日本維新の会の榎本議員から、オリパラにちなんだ質問ですけれども、子どもたちのイギリスとの交流についてということで、イギリス選手団が滞在する期間中、この機会にイギリスオリンピック委員会との交流のチャンスを生かして、イギリスと子どもたちが体験できる交流がオリンピック終了後も継続できるような仕組みを構築してもらえないかというご質問です。

答弁といたしましては、イギリス代表選手が使用するスポーツ・サービス・センターをお台場学園に設置する契約を締結をしたことを機に、トップアスリートと英語で懇談したり、実技体験をするなどの交流の機会を持つことができます。小中学生をイギリスへ海外派遣することについては、時差あるいは現地までの飛行時間に課題がありますが、東京2020オリンピック競技大会終了後も交流が継続できるよう、イギリスオリンピック委員会や、駐日英国大使館と協議してまいりますとお答えをしました。

それから、通学路の安全対策についてのご質問も二つ程出ています。まず、8ページ目の方をご覧ください。共産党の風見議員から「通学路の緊急点検の実施と安全対策の人員配置について」というご質問です。2月に起きました痛ましい事故について触れながら、二度と同じような事故が起きない対策を求めますということで、全ての通学路の緊急総点検と、安全対策の人員を配置するようにというご質問です。

教育長答弁では、お子さんに対して哀悼の意を表するとともに、ご家族にお悔やみを申し上げた後、今回の事故を受けて全ての小学校で、学校、警察、消防署等が連携して緊急点検を今実施しているということと、危険個所の情報を隣接の学校の教員も共有できるようにするとともに、児童、保護者にも注意を促してまいります。また、安全対策人員の配置については、危険個所への登下校誘導員の配置に努めるとともに、区長部局を通じて、大規模開発事業者に対し、基本箇所などを点

檢させて、交通誘導員の配置を含む安全対策についての申し出を行ってまいりますと答弁をいたしました。

それから14ページの真ん中、これは「食物アレルギーの児童・生徒への学校給食での対応について」の一つ目の質問ですが、「アレルギー代替食の提供とそのため的人员増」ということでの質問です。答弁としては、児童・生徒が増加する中、食数も増加しており、これに伴って作業量が増加し、別の調理手順が必要となる代替食の調理を提供することは困難で、したがって代替食の提供やそのための必要な人員の増は考えていませんが、引き続き安全な給食の提供に努めてまいりますと答弁いたしました。

最後に16ページ、国の方で法改正が行われたことを踏まえて3番「教員の変形労働時間制について」、「変形労働時間制を導入しないことについて」ということで質問がありました。「恒常的な残業がある」教員の労働時間をますます引き延ばす制度の導入、変形労働時間制については導入しないことというご質問です。

答弁といたしましては、今後、変形労働時間制度を適用するための要件を文部科学省令が制定される予定ですが、こういった国や東京都の動向を注視し、導入の環境を含め検討してまいりますと答弁いたしております。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ご質問の前に私の方から、14ページの2番目、「食物アレルギー代替食の提供とそのため的人员増について」。質問と答弁は今、村山室長から説明していただいたのですが、その後の再質問の、やっくださいよということで再質問を受けて、最後の再答弁の内容の下から2行目の「引き続き」のところなのですが、引き続き、質問者は代替食をやっくださいよと言うのですが、実はこれ「引き続き除去食の提供を行ってまいります」、従前どおりやっていきますよということが本旨だったので、実は私の方で「代替食」と言ってしまったのですよ、こここのところ。それで、その後の議会の全体の運営を司る運営委員会というがあるので、そこで私の方から「間違っていました」ということで謝罪して、結果、「除去食」になっていきますけれども、実際には本会議上では「代替食」というふうに間違えて発言したので、それもあわせてご説明しておきます。

それでは、ご質問はありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区立小・中学校における「平成30年度学校給食費未納状況」の報告について

○教育長 次に「港区立小・中学校における『平成30年度学校給食費未納状況』の報告について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、港区立小・中学校における「平成30年度学校給食費未納状況」についてご報告いたします。令和元年10月31日時点でございます。

資料ナンバー4をご覧ください。1の「学校給食費未納状況について」の表をご覧ください。左側の「区分」1の②の部分が未納の金額でございます。平成30年度分の未納額ということで、令和元年の10月31日付の数字です。区分2のところですが、全児童・生徒と、未納の児童・生徒数でございます。児童・生徒数については欄外に記載してありますが、平成31年3月1日現在の児童・生徒数となっております。一番右側が小学校、中学校の合計です。未納の総額が66万6,557円となっております。未納の割合は0.12%です。参考までに、平成29年度の未納の総額ですけれども、77万4,925円、人数で言うと30名というふうになっております。全体の児童・生徒数が平成29年度で1万607人が、今回1万1,076名ですので、人数は増えているのですけれども、額、それから人数については減っているという状況でございます。

それから、下の表の、年度別の学校給食費の未納状況です。合計欄、一番下のところをご覧ください。例えば、平成28年度分ですけれども、合計欄を見ますと金額として、29年3月末現在で102万3,251円となっております。これが平成31年の3月31日現在になりますと、23万762円と未納額として減少しているところです。令和元年の10月31日現在で見ますと、18万3,462円というふうな状況になって、未納額については年々減少しているところでございます。一番右側の欄は過去3年の合計となっております。小中合わせた30年度分の未納額である0.12%ですけれども、以前こちらでもお伝えさせていただきました平成30年7月の文部科学省の調査の中では、平成28年度の全国の給食の未納額の割合が小学校で0.4%、中学校では0.5%となっております。港区の未納率については、全国的に見ると低いと言えます。学校での文書、またはその電話連絡、それから個人面談、家庭訪問での督促が効果を上げているものと考えているところでございます。

説明は以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○**田谷委員** 参考までにお伺いしたいのですけれども、最終的に集金できなかった金額はどうなるのでしょうか。

○**学務課長** ただの私費会計ということですので、今のところ時効については2年という形で考えているのですが、2年を過ぎた場合であっても向こう、相手方の方で「もう時効ですよ」というような話、主張されない場合は請求をし続けるという形になります。

○**教育長** よろしいですか。

○**田谷委員** 済みません。その請求し続けるというのは手紙で、文書ですか。

○**学務課長** まだ在校している場合は、それからの保護者とのやりとりの中でまだ払っていない分がありますよという催促をするということになると思います。卒業してしまった場合は、場合によれば文書によって未納額がありますという通知をしているものというふうに考えてございます。

○**田谷委員** 分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**中村委員** 小学校、中学校で兄弟がいたりするときがあると思うのですけれども、例えば今年度

の場合は小学校19名、中学校5人、この中でどれぐらい兄弟はいるのですか。

○学務課長 申し訳ございません。今、手元に資料がございません。後程お答えさせていただければと思います。申し訳ございません。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。調べに行くということ、分かっているならいいけれども。

○教育指導課長 その間に——これ2年間で時効と言いますけれども、これ給食費は単年度会計なのです、いるメンバーが違うので。そのときに清算をしないと、例えば1年生で未納があったとしても、3年生には返金をしないといけないことがありますよね。なので、非常に校長としては、集まらないということは非常に危機で、そのお金を誰が払っているかということ、大概の学校は校長が立て替えているという状況を私は改善する必要があるのだろうなというふうに思っています。

○教育長 分からないとき、どうするのですか。さっきの中村委員の質問。

○学務課長 申し訳ございません、もう少々お待ちいただければと思います。申し訳ありません。

○山内委員 今のご説明への質問ですけれども、校長が立て替えていて、それは一時的に立て替えているという形にあるのですか。そのまま未納になった場合というのは、立て替え続けているという形になってしまうのですか。

○教育指導課長 これが不思議なもので、学校の状況がいいときは、何とか立て替えていて、数カ月後に払いますということで払ってくださるのですが、うまく行っていないと踏み倒されます。これが現実です。

○山内委員 その場合は校長が負ったままということですよ。

○教育指導課長 そうです。

○田谷委員 港区はそれがまだ少ないからいいのですけれども、私が前に、学校名を言ってはまずい、校長が特定されるから余り言うてはいけないのかもしれないですけれども、私はそのときの担当だった相談委員の学校の校長の話だと、その方はもともと大田区におられた経験があつて、大田区にいるときには年間で30万円とか40万円。あの辺はやはり未納率が高いので、結局自分の負担にしていたと言っていました。

港区はまだ小さいからいいのですけれども、ここはやはり組織的には絶対施策をしていかないと、やはり校長先生に相当な負担をかけていると思います。港区はまだ額は小さいから余り表立って出てこないのだけれども。

○山内委員 そういう意味では、額が小さいからまだいいですよと言っていていいのか。

○田谷委員 いいのかという話がありますよね。

○山内委員 それはもしそうなったときに、やはりそれは区で負担すべきなのか。

○田谷委員 私費会計というシステム自身が、もう少し考えていく必要があるかもしれない。

○教育長 今、公会計というのを検討していますから、公会計になれば年度は年度ではなくて、どんだんどんそのまま残せばいいので。ただ、時期がありますよね。いつまでもということはないですから。

では、とりあえず保留にさせていただいて、次の報告事項に移らせてもらいます。

5 港区における障害児支援のあり方検討会報告書（二次）について

○教育長 次に、「港区における障害児支援のあり方検討会報告書（二次）について」説明をお願いします。

○学務課長 「報告書（二次）」と書いてあるものの2ページ目をお開きいただければと思います。今年度1月当初に同じ報告書の名前で第一次という形で報告をさせていただいております。内容としましては、医療的ケア児に関すること、それから発達障害児についての報告をさせていただいたところがございます。その中で課題としていくつか報告書の後ろの部分で挙げさせていただいた部分があったので、今回取りまとめをさせていただいたところがございます。

「障害児支援の取組」というところで、まず1「スクールカーの運用について」です。「検討の背景」のところ記載がございます。区の方で、就学支援委員会の中で、都立特別支援学校への通学が適切だという判定にも関わらず、保護者の希望で特別支援学級へ通学している方については、スクールカーに乗車できない児童がいるという実態がございました。

「対応」としまして、今後運行スケジュール等の工夫によりまして、台数、車の台数、スクールカーの台数の大幅な増加を抑えることが可能というふうな判断をしておりますので、令和2年度からスクールカーの利用をできるように運用をいたします。

「今後の課題」のところ、(3)ですけれども、対象児童が増えることも想定されますので、そのときのスクールカーの台数が増加する場合の財政負担が一つあるのと、もう一つは、その医療的ケア児も当然スクールカーに乗車したいという方が今後、出てくる可能性もございますので、その場合の乗車ができるような看護師の確保が今後の課題となっております。

それから同じ2ページの下のところ、「介助員の配置方法について」ということで、先程、働き方改革の実施計画の中でも触れられておりましたが、検討の背景としまして、特別に配慮が必要な児童・生徒の安全確保、またはその日常生活の支援というところで介助員の確保が不可欠となっております。ただ、学校で介助員を探すのが非常に難しい状況ということで、校長会の方からも要望が上がっているところがございます。

「対応」につきまして、介助員の業務委託の導入を検討ということで、実際に業務委託をやっている品川区について訪問し、状況を聴取したところがございます。ただ、実際の業者ともちょっと調整をしたところなのですが、受託可能な業者は非常に少ないということと、それから直接雇用の部分と委託の部分の共存するという課題の整理が必要になってきてございます。すぐに結論が出せなかったというところで「今後の課題」のところにも書いてあるのですが、介助員の配置のあり方について業務委託を含めて抜本的な検討を令和2年度は進めていく方向でございます。

また、その教職課程のある大学と連携して、教員を目指す学生を実修として迎えるとか、また外国人を導入するというところについても検討を視野に入れたいというふうに考えているところがございます。

それから3ページの3番、「中学校の難聴学級について」です。現在、区内の小中学生で7名、小学生6名、中学生1名が難聴学級を利用している状況です。ただし、中学生については港区は難聴学級がございませんので、大田区まで通級をしている状況でございます。

4ページの方をご覧くださいと、「難聴学級の児童・生徒数」というところで、小学校の6年生のところに2名という形、それから欄外ですけれども、港区在住で区立小学校以外に通学している6年生1人、通級を予定してございますので、令和2年度から3名、中学校で難聴学級に通級される方を見込んでいただいております。

「対応」のところですが、中学校に新たな教室をつくる費用について、小学校、御成門小学校のところにある「ことばときこえの教室」を共用するということが、コストが削減できるということと、もう一つ小学校との連携の体制をとることができるということが大きなメリットというふうに考えてございます。

3番の今後の対応ですが、難聴学級の必要性を考慮するということが、通級のため、公定学級ではなくて通級の学級ですので、各学校からの交通の便であったりとか、またその在籍校からの距離等を勘案して、対象児童・生徒の分布状態を把握していきたいというふうに考えています。それから、難聴学級を設置する基準の検討ということで、他区の児童・生徒をどこまで受け入れるかといったことについても、今後検討していく必要があるというふうに考えています。

それから同じ4ページの4、「新たな特別支援学級の設置について」というところで、高輪地区に特別支援学級が今はございませんので、特別支援学級設置に関する請願というのが議会で採択されたことについての対応ということになってございます。4番の一番下のところですが、高輪地区の小学校、いずれも教室に余裕がなくて物理的に非常に困難ということで、中学校で特別支援学級の設置を考えました。高松中学校の方にも実際に足を運んで調査をしたところ、スペース的には大丈夫だということの確認はとれております。ただし、令和2年度の入学ということを見ると、今のところニーズはないというところで今は持ち越しになっている状況です。

「今後の課題」のところですが、ウに書かせていただいております。物理的な課題をクリアした際の高輪地区の小学校での特別支援学級の設置を検討するということが、ニーズについては中学校よりも小学校の方が高いというふうに考えておりますので、実際に物理的な形でクリアした際に、将来的にですけれども、その際に検討を進めるということをご記載してございます。

それから5ページの中程、下のところで「参考」という形で書かせていただいております。一つは「区立元麻布保育園の開設」というところで、23区初となる医療的ケア児を受け入れるということで、定員のところに表がございますが、令和2年の4月から医療的ケア、またはその障害児クラスということで、定員が20名というふうになってございます。昨日、ちょっと所管の方に確認したところ、20名中6名が医療的ケアのお子さんという形で確定しているというところで、将来的にも区立中学校へ就学する可能性があるというところで、参考として記載しているものでございます。

それから6ページですが、「区立児童発達支援センター」というところが令和2年の4月

に南麻布4丁目に開設されます。障害児を対象とした、障害児通所支援と相談支援を行うセンターとして機能していくものとして、参考として掲載してございます。

それから7ページ、これはもう既に令和元年度から進めております「学校における医療的ケア児の支援」というところで、項目として一つ設けてございます。今後、検討することということで、前文のところですが、2016年時点で1万8,272人という医療的ケア児の数ですけれども、10年前は9,967名ということで、医療的ケア児については増加している状況になります。今後さらに医療的ケア児の支援の充実を図るところで、継続的に検討していくこととしております。

「通学の支援」というところで、先程もちよっと触れましたけれども、送迎のスクールカーに看護師が同乗するというところで、車内で医療的ケアを実施していくことについて検討を進めてまいります。それから、「安定的な看護師の確保」というところですが、今は1対1という形で、結構ぎりぎりの状況で医療的ケアをやっている現状がでございます。今後、また病院とかあと医師会等と連携しながら安定的な看護師の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから8ページ、最後になりますけれども「今後の障害児支援」というところで、まだ課題として残ってございます。介助員の配置のあり方、それから高輪地区の特別支援学級の設置、それから医療的ケア児に対する看護師の確保の部分について引き続き検討を行ってまいります。それから、項目として挙げてございます「キャリア教育の充実」というところですが、知的障害がある児童・生徒の進路についてですが、障害児を雇用するためのその情報が少ないというふうに考えてございます。保護者にとっても重要な課題ということで障害者雇用を推進する企業と連携し、雇用の現実を保護者が学ぶ機会を提供する、それから職場見学、または職場体験を通じて、様々な就業場面に接する機会を設けるということで記載をしてございます。

もう一つは「学びの多様性プロジェクト」ですけれども、認知発達に偏りがあり、自分の関心の高い分野については非常に高い能力を発揮する方もいらっしゃいます。大学、企業との連携した質の高い実践的な学習の場を提供するというところで、その能力をまた伸ばさせるということと、もう一つは、その社会や集団と適切に関わることで、そのコミュニケーションを高めていく、自己肯定感を高め、情緒の安定を図っていくということで検討してございます。

いずれも小学校入学前の早い時期に児童の障害特性を発見しながら、保護者とそれを共有して、理解を促していく。そのためには、区長部局であります保健福祉支援部、それから保健所、各地区総合職務課との連携を一層深めて、障害児支援に向けた環境を整備していくというふうに締めてございます。9ページ以降は資料として、要綱等を添付してございます。

説明については以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 8ページの「今後の障害児支援について」というところで、やはり看護師等の確保が重要だと、それについて検討をしていくということが大事です。やはりこれが何よりも重要なこと

だと思うのですね。そのときには実は、ここに「キャリア教育」というのは、これは児童の方のキャリア教育のことが書かれていますけれども、実はその専門職としてのキャリアをここに来ることのでくれるというふうに見せてあげることが、やはりこういう分野に意欲のある人たちを吸い寄せることにつながると思うのです。ですから、そういう意味で看護師にしても教員にしても、実際にはその医療的ケア児のケアとか教育とか、あるいは特別支援学級の子どもへの関心を持っている若い人たちもいる訳ですから、あるいはベテランの人でもいますから、そういう人たちが港区の学校でこういうことに関わることによって、現場を丁寧に見ながら専門家としてもさらに育つという、そういうキャリアのというか、専門家としての、専門職としてのキャリアにつながるというところをどう見えるようにするかということが大切なのだと思います。そうしてそういう意欲のある人たちが集まれば、今度そういう人たちの下で勉強できるということで、さっきお話しになっていた教育学部の学生とかもボランティアであったり実習であったりで、今度はずっと吸い寄せることができるようになる。そういう循環をどうつくっていくかということを経験的に考えていければいいのではないかとこのように思います。

○学務課長 今、実際、看護師の確保にかなり四苦八苦しているような状況なのですけれども、ちょっと今の委員の方からご指摘いただいた視点、専門職としてのキャリアをつけるという視点がちょっと欠けておりましたので、募集の際の参考にさせていただければなと思っております。今後は港区だけではなくて他の自治体においても医療的ケア児に対するケアという部分では広がっていく可能性も十分ございますので、その辺、十分詰めて検討を進めたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

この目次を見てもらうと、構成なのだけれども、ローマ数字のⅠはこれまで検討してきたことですよね。ローマ数字のⅡは、もう既に検討して第1次報告書に載せているのだけれども、まだこういう課題があるということを出しているのですか。

○学務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○教育長 Ⅲ番目の「今後の障害児支援」というのは、これは今後この障害児支援のあり方検討会で検討するテーマということですか。

○学務課長 いずれもここに記載してあります課題について、来年度すぐに結果を出せるかどうかは分からないのですけれども、いずれ同じあり方検討会の中で内容について詰めていければなと考えているところでございます。

○教育長 というのは、この成果物は検討会報告書になっているのですよ。だから、検討会で今後のローマ数字のⅢ、これについてはこういうことを考えていかなければいけない、検討しなければいけないよねということが検討会の中で出てきたので、ここに記載しているということではないのですか。

○学務課長 はい。

○教育長 分かりました。

ただ、細かい話なのですけれども、7ページ目の(3)の「看護師の確保のための財政的措置」で、看護師が安定した収入を確保するための財源の確保。待遇改善ということですか、これ。収入確保ということですか。

○学務課長 今、看護師と話をしている一番言われるところは、今の生活上なかなか厳しいとおっしゃる人が出てくるものですから、こういうふうに書いてしまいました。ちょっと表現を改めたいと思います。

○教育長 看護師の確保が大変だよというのは、色々な記載で分かるのだけれども、その中のなかなかやり手がないよという中の一つなのでしょう。

○学務課長 はい。

○教育長 項目で、収入を確保するため、しかも財源の確保について関係課と調整を行うとは、何をするのかなど。

○学務課長 分かりました。ちょっとおかしい表現になっています。改めます。

○教育長 それから、その下の「先進的な取組」もそうなのだけれども、ここの表現も、先行事例として新しいモデルをつくり、これをベースに絶えず発信することについて財源確保を目指す。何か分かったような分からないような。何か突飛ではない、これ。

○学務課長 分かりました。申し訳ございません。ちょっと組み立てを考えます。

○教育長 こういうことを検討会で議論があったということですか。

○学務課長 はい。

○教育長 方向性が何かぐらついているというか、何を言いたいのか分からないです。

○学務課長 分かりました。分かるように記載いたします。

○山内委員 今のご指摘の2項目の問題。まず一つ目で言うと、要するに看護師を、力のある人をどう集め得るかというときに、当然、看護師の労働市場というのは病院もあれば、色々な医療機関がある訳です。そうすると、そことの対比の中で給与単価が低いと集めにくいという問題を言っているのだと思うのです。それをどう対応するかということですよ。

○学務課長 そうです。はい、おっしゃるとおりです。

○山内委員 だから、それは確かに理由としてはあり得ることことだと思うのです。ですから、そういう意味では、ただ専門職としての欲求と言えれば一つは生活、給与というのがある。もう一つは自分の専門性を高められるかがある。だから、その両方のバランスで決まってくるから、その両方に目を向けながら対応をしていくというのは必要だと思いますけれども。

○学務課長 はい、分かりました。

○山内委員 それをもうちょっと分かりやすくお書きになったらいいのではないかと一つと、でもお金がないからクラウドファンディングとか色々なやり方を打っているのですけれども、やはり医療的ケア児の支援というのは本来区として自治体としてはやるべきこと、重要なことだと思います。そこにお金が出せない、出てこないからクラウドファンディングでやりましょうみたいな方向というのは、逆に、それでもするぞ、だから予算をつけるというのに使うのならいいのです

けれども。結果としてもしこうなるのだとすると、ちょっと寂しい時代になっていくというのはありますよね。

○学務課長 ご指摘いただいた点を含めて分かりやすいようにちょっと記載を改めたいと思います。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

○薩田委員 看護師さんも必要でしょうけれども、やはり最初の方の3ページの介助員さんの人材不足というのも同じぐらい緊急性というか、今大事なところではあるのか。それともやはり看護師さんの方が今のところは、お金の面とか色々考えなければならないのか、同じぐらいなのか、ちょっと知りたいのと。あと介助員さんというのは、今どういうことが求められているというか、どういうお仕事をしてくださる方を求めているのかなど、ちょっと内容を知りたいのですけれども。

○学務課長 看護師、またはその介助員、いずれについても同じぐらい重要なことだと捉えてございます。介助員については、もう学校の副校長の方からも何とかしてくれという話もどんどん来ていますので、しかも複数の校長先生たちから。とにかく人が集まらないという状況では間違いないというところがございます。色々なやり方を含めて、令和2年度中に結論は出したいというふうに考えてございます。

内容についてなのですが、介助員は学習支援とは違って勉強を教える訳ではないのですけれども、例えば授業中に教室を飛び出さないようにするとか、または人によってはその移動の介助といいますか、階段を上り下りする、トイレまで付き添うとかそういったことをやってもらう。生活のための補助をするような役割を担っているというふうに考えていただければと思います。

以上です。

○薩田委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

これ、取組のところは、ローマ数字で一応具体的にここで検討して、区の施策として、こういうふうにするべきだというのがこの検討会の役目なのでしょう。その割にはそれぞれが具体的なものもあるのですよ。スクールカーの運用について、こういうことだから要綱改正をして広げていくのだよとか、それはうまく調整をして、運行スケジュールを調整して。だけどそうっていない。例えば今、薩田委員が言われた介助員の配置方法は、これ、こうしていくのだよではなくて、もう募集しましたで終わってしまうではないですか。

今後の課題の方が重要な点で、これどうするのということをここで検討した結果として出してくれないと、これをもらっても何もすることができない。諮問機関まではいかないのでしょうか、そういうための検討会でしょう。

○学務課長 はい。

○教育長 それから、難聴学級はこういうことで方向づけて、逆に言うところの方が、予算の方が早く出てしまった感じだけでも、でもここでの検討を受けて予算化して、実施に移る訳ではないですか。ここはいいのだと思うのですよ。

それから「新たな特別支援学級の設置について」、それはニーズを把握することで重大ですから。

では、どのぐらい今現在ニーズがあるのというのは、遡れるというか把握できるように。では、この時期にこういうふうにしなればいけないとか。何もないやつと、非常に具体的にこう提言してくれるものもあるので、ちょっとそこは2次なので深めてもらいたいですよ、この検討会で。先延ばしではなくて、新たな3番目の課題も含めて、ローマ数字の。お願いします。

○学務課長 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

では先程の、学務課長。

○学務課長 先程、中村委員の方からご指摘いただきました学校給食費の未納状況の中で、小学校19名、中学校で5名いるうち、兄弟関係のいるものはあるのか、何人いるのかというご質問をいただいたところでございます。

小学校、中学校にまたがる兄弟関係は、今のところこの中ではございませんでした。

○教育長 よろしいですか。

「閉会」

○教育長 本日予定している案件、報告事項は以上ですけれども、委員または説明員から何かありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を3月27日金曜日、2時からでいいのだけ、午後2時から開催の予定です。よろしくをお願いします。

ご苦労さまでした。

(午後12時31分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太